

薬生食監発 0206 第 2 号
令和 5 年 2 月 6 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

農業及び水産業における食品の採取業の範囲について

「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の制定について」（令和元年 12 月 27 日 生食発 1227 第 2 号）の第 2 の 2 オ（2）（iii）により農家（生産者）及び生産者団体が行う農産物の簡易な加工を採取業として取り扱うこととし、個別事例については、標記通知（最終改正：令和 3 年 10 月 29 日付け薬生食監発 1029 第 3 号）により示しているところです。

今般、別添のとおり「食品の採取業に関する Q & A」を改正しましたので、業務の参考のためお知らせします。

(農業)

(令和2年5月18日付け薬生食監発0518第1号別紙)
 (最終改正：令和3年4月22日付け薬生食監発0422第12号)
 (下線部は変更箇所)

業種(業態)又は品目	採取業の範囲	備考
室内での農産物の生産(レタス、もやし、きのこ等)	○	
収穫した農産物の洗浄	○	
屋外で生産された農産物のパック詰め(カットなし)	○	
室内で生産された農産物のパック詰め(カットなし)	○	
収穫後の農産物の乾燥機での乾燥	○	
収穫後の穀類(米、麦類、豆類)の乾燥・調整・保管	○	
野菜等の調製(皮剥き、根切り、下端落とし、へた取り、洗浄、袋詰め、冷蔵処理、冷凍処理、キュアリング、乾燥等の形状変化を伴わない出荷調整)	○	
野菜等の簡易な加工(4分割・8分割等した後ラップ等で包装)	○	
消費の利便性のために行う調理や切断(茹で野菜、カット野菜、千切り等)	×	
収穫後の農林産物の保管(冷凍冷蔵を含む)及び集出荷施設までの輸送	○	
農業者自ら生産したものを食品加工業者に直接販売	○	農業者の行為は出荷に当たる
農業者自ら生産したものを流通業者を通じた委託販売	○	農業者の行為は出荷に当たる
農業者自ら生産したものを未加工で直売(庭先、直売所(有人・無人)、通信販売など)	○	農業者の行為は出荷に当たる
観光農園(収穫体験の提供)ブドウ狩り等	○	
収穫した農林産物の輸送(集出荷施設～卸売～小売の輸送)	(集出荷施設～卸売) ○ (卸売～小売の輸送) ×	卸売市場以降は営業(青果物の販売業)とみなす。ただし、輸送業は届出は不要。
倉庫業(加工せず、卸売市場の販売前の冷蔵保管)	×	卸売市場以降は営業(青果物の販売業)とみなす
生乳の販売(直接販売、受託販売、買取販売)	○	農業者の行為は出荷に当たる
集乳(生乳のCSにおける保管及び乳業メーカーへの輸送)	×	集乳業は営業許可の対象
精穀(精米、精麦等)	○	業として(請け負うなどして)精穀する場合は届出の対象
精穀した穀類(米、麦等)のパック詰め	○	業として(請け負うなどして)パック詰めする場合は届出の対象
米穀卸売業(精米を行う場合、精米を行わない場合)	×	
米穀小売業(精米を行う場合、精米を行わない場合)	×	
生産者団体の行う農畜産物の販売(いわゆる小売)	×	野菜果実販売業(八百屋)と同じ扱い

業種(業態)又は品目	採取業の範囲	備考
卸売市場内の加工品等販売(一般的な加工食品の他、漬物、菓子等)	×	ただし、容器包装に入れられた常温で長期間保存可能な食品のみを販売する場合は届出は不要。
農産物(野菜、ハーブ、果物等)の天日干し・乾燥	○	はさ掛け、大根の丸干し
乾燥キノコの生産	○	
乾燥キノコの加工(スライスなど)	×	ただし、農家(生産者団体を含む)が自ら生産した農産物を原材料として使用する場合を除く。
一次加工(皮剥き)作業(例:柿の皮剥き(干し柿用))	○	更なる加工のため加工業者に販売することが前提
一次加工(塩蔵)作業(例:梅干原料の白梅、桜餅原料の桜葉)	○	更なる加工のため加工業者に販売することが前提
干し柿の製造	×	ただし、農家(生産者団体を含む)が自ら生産した農産物を原材料として使用する場合を除く。
干しあんずの製造	×	ただし、農家(生産者団体を含む)が自ら生産した農産物を原材料として使用する場合を除く。
干し芋の製造	×	ただし、農家(生産者団体を含む)が自ら生産した農産物を原材料として使用する場合を除く。
切干大根の製造	×	ただし、農家(生産者団体を含む)が自ら生産した農産物を原材料として使用する場合を除く。
蜂蜜の採取	○	更なる加工のため加工業者に販売することが前提
蜂蜜の精製	×	
粗糖の製造	○	更なる加工のため加工業者に販売することが前提
粗糖の精製又は加工	×	
荒茶の生産	○	更なる加工のため加工業者に販売することが前提
荒茶の仕上げ加工(仕上げ茶の製造)	×	
麦茶の製造	×	
製粉(米穀粉、そば粉)	×	
でん粉の製造・加工	×	
水煮パックの製造(例:ぜんまいの水煮等)	×	
製餅(白餅の製造)	×	
包装餅の製造	×	
ジャム類製造	×	
ドレッシング製造	×	
かんぴょうの製造	×	
こんにゃく粉(荒粉、製粉)の製造	×	
こんにゃく製品の製造	×	
漬物の製造	×	

(採卵養鶏業)

業種(業態)又は品目	採取業の範囲	備考
農業者自ら採卵した卵をGPセンターに販売	○	GPセンターは要届出
農業者自ら採卵した卵を洗卵せず小売り店舗へ販売	○	小売店舗は要届出
農業者自ら採卵した卵を洗卵包装設備を設け洗卵し、小売店舗へ販売	×	簡易的な洗浄程度は採取業
農業者自ら採卵した卵を未加工で直売(庭先、直売所(有人・無人)、通信販売など)	○	農業者の行為は出荷に当たる
生産者団体の行う卵の販売(いわゆる小売)	×	野菜果実販売業(八百屋、スーパー)と同じ扱い
茹で卵	×	

(水産業)

業種(業態)又は品目	採取業の範囲	備考
水産物を生きたまま出荷又は販売	○	生きた魚介類は営業対象外
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等	○	採取～市場又は業者への出荷までの業態 においての考え方であり、漁業者には漁業 者団体も含む。なお、○であっても、業として 仕入れて行う場合は、営業の対象。 ※1 規格基準、施設基準等が定められて いることを踏まえ、魚の切り身及びカキのむ き身は営業の対象 ※2 規格基準の規定等が定められている ことを踏まえ、海藻を除き営業の対象
漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1		
例: 魚の切り身	×	
かきのむき身	×	
かき以外のむき身	○	
漁業者が水産物を天日干し		
例: 昆布	○	
干しなまこ	○	
干し魚	○	
漁業者が水産物(海藻)を出荷のために塩蔵		
例: わかめ	○	
もずく	○	
漁業者が水産物を釜茹で ※2		
例: わかめ	○	
ゆでがに	×	
ゆでだこ	×	
釜揚げしらす	×	
漁業者が水産物を箱詰め及び保管をして出荷	○	
漁業者が水産物を業者、漁業者団体等に販売	○	漁業者の行為は出荷
漁業者団体が水産物を未加工で市場、業者等へ出荷	○	魚介類競り売り営業に該当するものを除く
漁業者団体が水産物を加工して販売	×	別の業(加工事業)があり水産製品製造業 の取得が必要
漁業者が水産物を直売所、道の駅等の場所を借りて販売	△	漁業者又は直売所、道の駅等のいずれか の魚介類販売業の取得が必要
漁業者が水産物を店舗を設けて販売	×	魚介類販売業の取得が必要

令和 3 年 10 月 29 日 作成
(最終改正：令和 5 年 2 月 6 日)
(下 線 部 は 改 正 箇 所)

食品の採取業に関する Q&A

平成 30 年 6 月 13 日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律では、実態に応じた営業許可業種への見直しや、現行の営業許可業種（政令で定める 34 業種）以外の事業者の届出制度の創設に関する内容が盛り込まれています。

一方で、食品衛生法第 4 条第 7 項の規定により、農業及び水産業における食品の採取業は、営業に含まないとしており、HACCP に沿った衛生管理並びに営業の許可及び届出の対象外となります。

ここでは、食品の採取業に関してよく寄せられる質問にお答えします。

【目次】

I. 制度全般について

問 1 改正食品衛生法の施行に伴い、「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」及び「農業及び水産業における食品の採取業の範囲について」の通知により、採取業として取り扱う範囲が示されていますが、食品衛生法の改正に伴い範囲等の考え方が変わったのでしょうか。

II. 穀類（米穀）について

問 2 生産者自らが、生産した米穀を精穀し、それをパック詰めし、販売する場合、採取業の範疇に含まれますか。

問 3 農産物直売場・道の駅等で販売される米穀については、①農業者自らが米穀の販売者となる場合、②委託販売の場合で、それぞれ届出の対象者が異なるのですか。

問 4 農業者自ら生産した米穀を朝市、マルシェなど広場や道端（屋外）のトラックやテントなどで販売、または体育館などの屋内で販売する場合、農業者が開設者に場所代を支払っていても、その販売形態が委託販売でない場合は直売と考えてよいですか。

Ⅲ. 果実（ベリー類を含む）について

問5 農業者自らが、生産したいちご等の果実のへたを切り落として、冷凍処理を実施する場合は、営業届出の対象になりますか。

Ⅳ. きのことについて

問6 山から山菜やキノコを収穫してきて、道の駅での販売や通信販売等をする場合は、営業届出の対象になりますか。

問7 きのを採取し石づきを切り落として、容器包装に入れて販売する場合は、採取業の範囲に当たらない「消費の利便性のために行う調理や切断（茹で野菜、カット野菜、千切り等）」に該当しますか。

Ⅴ. 鶏卵について

問8 採卵養鶏業における以下の行為は採取業に該当しますか。

- ・ 農業者（採卵養鶏業者）自ら採卵した卵を GP センターに販売
- ・ 農業者（採卵養鶏業者）自ら採卵した卵を洗卵せずに小売店舗に販売
- ・ 農業者（採卵養鶏業者）自ら採卵した卵を未加工で庭先、直売所、通信販売等で直売

問9 生産者団体が行う卵の販売は、採取業の範囲に含まれますか。

【質問と回答】

I. 制度全般について

問1 改正食品衛生法の施行に伴い、「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」及び「農業及び水産業における食品の採取業の範囲について」の通知により、採取業として取り扱う範囲が示されていますが、食品衛生法の改正に伴い範囲等の考え方が変わったのでしょうか。

○ 今般の食品衛生法の改正に伴い採取業の考え方に変更はありません。

ご質問の通知は、「食品の営業規制に関する検討会」において「各自治体における農林水産物の一次産業に付随する製造・加工等の取扱いに関する調査結果」に基づき、保健所の監視指導の現状及び実行可能性を踏まえ、行為だけではなく、公衆衛生の視点から規模要件も考慮し、具体的な事例を踏まえ検討、整理したものです。

その上で、全国的に平準化を図る必要が生じた場合には、具体的な事案を踏まえ、業界団体や自治体からの事実関係を確認しつつ対応を図ることとします。

なお、上記以外の事例については、今般の食品衛生法の改正に伴い採取業の考え方が変更されたものではないことから、これまで採取業としている事例については、引き続き同様に取り扱って差し支えありません。

(参考)

- ・ 食品の営業規制に関する検討会 資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokuhin_436610_00001.html

- ・ 「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」(令和元年 12 月 27 日付け生食発 1227 第 2 号)

Ⅱ. 穀類(米穀)について

問 2 生産者自らが、生産した米穀を精穀し、それをパック詰めし、販売する場合、採取業の範疇に含まれますか。

- 生産者自らが行う精穀(業として(請け負うなどして)精穀する場合は除く)や、精穀した穀類のパック詰め(業として(請け負うなどして)パック詰めする場合は除く)は、採取業として取り扱う農産物の簡易な加工として示しています。

そのため、農家(生産者)が精穀した米穀を販売する行為は、法第 4 条第 7 項に規定する採取業として取り扱います。

(参考)

- ・ 「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」(令和元年 12 月 27 日付け生食発 1227 第 2 号)

問 3 農産物直売所・道の駅等で販売される米穀については、①農業者自らが米穀の販売者となる場合、②委託販売の場合で、それぞれ届出の対象者が異なるのですか。

- 農業者が自ら生産した農産物(米穀を含む)を農産物直売所・道の駅等で農業者自らが販売する場合は、法第 4 条第 7 項に規定する採取業として取り扱います。

- 農産物直売所・道の駅等が農業者の委託を受けて販売する場合は、米穀卸売業または米穀小売業に該当するため、委託を受けて販売する者（農産物直売所・道の駅等）が届出の対象です。
- ただし、農産物直売所・道の駅のように、米穀を販売していても野菜・果物等の農産物全般の販売が主である運営形態の場合は、届出の手続きの様式に「主として取り扱う品目」を届出に記載いただくことで米穀の販売を含めることとして差し支えありません。

（参考）

- ・「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年 12 月 27 日付け生食発 1227 第 2 号）

問 4 農業者自ら生産した米穀を朝市、マルシェなど広場や道端（屋外）のトラックやテントなどで販売、または体育館などの屋内で販売する場合、農業者が開設者に場所代を支払っていても、その販売形態が委託販売でない場合は直売と考えてよいですか。

- 農業者が自ら生産した農産物を販売する場合は、法第 4 条第 7 項に規定する採取業として取り扱うため、営業届出は不要です。

（参考）

- ・「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年 12 月 27 日付け生食発 1227 第 2 号）

Ⅲ. 果実（ベリー類を含む）について

問 5 農業者自らが、生産したいちご等の果実のへたを切り落として、冷凍処理を実施する場合は、営業届出の対象になりますか。

- 出荷調整のため、単にへたのみを切り落として、冷凍する行為については、「野菜等の調製」に該当し、採取業の範囲となるため営業届出の対象外です。なお、消費の利便性のためにカット（2分割以上のカット）して、冷凍する行為については、採取業の範囲には含まれません。
また、出荷調整のため、単に洗浄する行為については、「野菜等の調製」に該当し、採取業の範囲となりますが、消費者が果実を洗わずそのまま喫食で

きのように洗浄・消毒を行う行為は、消費の利便性のための行為に該当し、採取業の範囲には含まれません。

Ⅳ. きのことについて

問6 山から山菜やきのこを採取してきて、道の駅での販売や通信販売等をする場合は、営業届出の対象になりますか。

- 野生の山菜やきのこを採取し、そのまま販売する行為は、採取業の範囲に該当し、営業届出の対象外です。
- ただし、農産物直売所・道の駅等が採取してきた者の委託を受けて販売する場合は、「農業者自ら生産したものを未加工で直売」するに該当しないため、委託を受けて販売する者（道の駅等）が「主として取り扱う品目」に係る届出の対象となります。

（参考）

- ・ 食品の営業規制に関する検討会 資料
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokuhin_436610_00001.html
- ・ 「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年 12 月 27 日付け生食発 1227 第 2 号）

問7 きのを採取し石づきを切り落として、容器包装に入れて販売する場合は、採取業の範囲に当たらない「消費の利便性のために行う調理や切断（茹で野菜、カット野菜、千切り等）」に該当しますか。

- 本通知で示していますとおり、きのこを採取し、石づきを切り落とす行為については、「野菜等の出荷調整」に該当し、採取業の範囲となるため届出の対象外です。

Ⅴ. 鶏卵について

問8 採卵養鶏業における以下の行為は採取業に該当しますか。

- ・ 農業者（採卵養鶏業者）自ら採卵した卵を GP センターに販売
- ・ 農業者（採卵養鶏業者）自ら採卵した卵を洗卵せずに小売り店舗に販売
- ・ 農業者（採卵養鶏業者）自ら採卵した卵を未加工で庭先、直売所、通信販売等で直売。

○ 本通知で示していますとおり、採取業に該当します。

問9 生産者団体が行う卵の販売は、採取業の範囲に含まれますか。

○ 卵に限らず生産者団体による販売は、八百屋、スーパー等での野菜や果実の販売と同様であり、採取業の範囲には含まれません。